

神奈川県指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者（競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号）第7条に基づき入札参加資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

2 前項の規定に関わらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等）は指名停止を行わない。

3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

5 同一事案において既に指名停止を受けた（指名停止期間中を含む。）有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例等)

第3条 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第1各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別に定める神奈川県指名停止等措置要領の運用基準によることとし、別表第2各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表第2各号に定める期間の2倍とする。ただし、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を通知した後のものに限ることとし、2倍となる期間は2年を超えることができない。

2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を知事に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

3 知事は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。

5 知事は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質

な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。

6 知事は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。

(1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(3) 別表3の1号及び4号により指名停止を行った場合は、第1号においては12か月、第4号においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人又は再委託先事業者があるときは、当該下請負人及び再委託先事業者についても指名停止を行うものとする。

2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員（代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の2分の1とする。ただし、次に掲げるその他構成員については、指名停止を行わない。

(1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員

(2) 県発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が10%未満のその他構成員

（指名停止に伴う契約等の制限）

第5条 入札執行権者は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。

指名競争入札において現に指名しているときは指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

2 契約締結権者は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

3 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

4 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請及び業務委託の再委託を認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。

5 前4項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただ

し、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。

6 第1項及び第2項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。

(指名停止の通知等)

第6条 知事は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しない。

- (1) 第1号様式 第2条又は第4条の規定による指名停止
- (2) 第2号様式 第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更
- (3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除

2 知事は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。

(報告)

第7条 入札執行権者又は契約締結権者は、発注工事等において指名停止に該当すると思われる事項が発生したときは、事前に相談の上、県土整備局長（工事・コンサルに係るもの）又は会計局長（物品又は一般委託に係るもの）あて第4号様式により報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和63年4月1日施行）」及び「物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領（昭和63年8月1日施行）」は廃止する。ただし、原因となる事実又は行為が平成18年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1第8号及び別表第2第6号の規定は、施行日以降に県職員によって行われた不適正経理処理から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 3 の規定は、施行日以降に有資格業者によって行われた行為等について適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 原因となる事実又は行為が施行日前に発生したものについては、なお従前の例による。

別表第1（工事又はコンサルに係るもの）

措 置 要 件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第198条違反の容疑により 逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑に より逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条第 1項第1号に違反したとき	神奈川県発 注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	24か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	12か月
	県内発注者 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	県外発注者 契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕 されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に 死亡者等の事故を生じたとき (※2)	神奈川県発 注契約	死亡者を生じたとき(※1)	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき (※1)	12か月
	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	12か月
	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	6か月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関 係者に死亡者等の事故を生じたと き	神奈川県発 注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月
	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	6か月
	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	3か月
(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工 事が判明したとき	神奈川県発 注契約	死亡者を生じたとき	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12か月
		上記以外の粗雑工事（評定点55点未満を含む）	12か月
	県内発注者 契約	死亡者を生じたとき	12か月

	県外発注者 契約	死亡者を生じたとき	6 か月
7 県発注の契約に関する不正又は違反 7 県発注の契約に関して不正な行 為をしたとき又は契約違反をした とき	県に損害を与えたとき		2 4 か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		2 4 か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽 入力を含む）		2 4 か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		1 2 か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約ができないとき		1 2 か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき（電子入札での虚偽入力を含 む）		6 か月
	その他契約に違反したとき(現場管理又は品質に関して二度以上 の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む)		6 か月
8 県職員による不適正な経理処理 に關与したとき	県職員による不適正な経理処理に關与し、県に損害を与えたとき		1 2 か月
	県職員による不適正な経理処理に關与したとき		3 か月
9 建設業法違反により監督処分が 出されたとき	神奈川県発注契約		1 2 か月
	県内発注者契約		6 か月
	県外発注者契約		3 か月
10 法令違反の容疑により逮捕又 は起訴されたとき	県に対する行為		2 4 か月
	県内行為		1 2 か月
	県外行為		6 か月
11 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑 若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告されたとき（※ 3）			6 か月
12 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき (経営不振)			経営状態 が安定し たと認め られる日 まで

※ 1 「死亡者」とは、事故発生から 24 時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。

※ 2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び県工事にあっては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。

※ 3 「代表者」とは、肩書きに「代表」を付した者をいう。

別表第2（物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第 198 条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		2 4 か月
	県内発注者契約		1 2 か月
	県外発注者契約		6 か月
(談合等) 2 刑法第 96 条の 6 違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		2 4 か月
	県内発注者契約		1 2 か月
	県外発注者契約		6 か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとき	神奈川県発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	1 8 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6 か月
	県内発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4 か月
	県外発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	4 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3 か月
(景品表示法違反) 4 不当景品類及び不当表示防止法に違反したとき	県内行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	4 か月
	県外行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	3 か月
(県発注契約に関する不正又は違反) 5 県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	県に重大な損害を与えたとき		6 か月
	故意に物品の製造を粗雑にし、又は仕様書等に定められた品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき		6 か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		6 か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		6 か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		6 か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		3 か月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3 か月
	その他契約条件に違反したとき		3 か月

(県不適正経理への関与) 6 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与し、重大な影響を与えたとき	12 か月
	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与したとき	3 か月
(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又は起訴され、又は行政処分を受けたとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき	3 か月
(代表者の起訴等) 8 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき		3 か月
(経営不振) 9 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき		経営状態が安定したと認められる日まで

別表第3（工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの）

措 置 要 件	期 間
（暴力団等） 1 有資格業者である個人が神奈川県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
2 有資格業者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。	6か月
3 有資格業者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。	6か月
4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、県又は警察に通報しなかったと認められたとき。	3か月

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

印

指 名 停 止 通 知 書

次のとおり指名停止を行ったので通知します。

1 理 由

2 期 間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

問合せ先

〇〇

電話

第 2 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号で指名停止した旨を通知したところですが、次のとおり
期間を変更したので通知します。

1 変更の理由

2 従前の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

2 変更後の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

問合せ先

〇〇

電話

第 3 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号で指名停止した旨を通知したところですが、
年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

問合せ先

〇〇

電話

第 4 号様式（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

年 月 日

県土整備局長 殿
(会計局長 殿)

入札執行権者又は契約締結権者

指 名 停 止 事 由 発 生 報 告 書

契約(工事)名		
発 注 者		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
対 象 業 者	認定番号	
	商 号	
	代表者	
	所在地	
概 要		

※ 必要に応じて関係書類を添付する。

連絡先

〇〇〇〇〇〇〇〇

電話